

令和5年3月1日

保護者様

大阪市立美津島中学校  
校長平尾仁志

### 令和4年度卒業式におけるマスクの取扱い等について（お願い）

平素から本校の教育活動にご理解、ご協力をいただきありがとうございます。

さて、新型コロナウイルス感染症対策については、これまでも感染拡大防止に取り組んでおりますが、卒業式におけるマスクの取扱い等について、次のとおり教育委員会より通知がありました。学校といたしましては、引き続き、新型コロナウイルスの感染拡大防止と教育活動の継続の両立に取り組んでまいります。

つきましては、保護者の皆様におかれましても、よろしくご理解ご協力をお願い申しあげます。

（教育委員会からの通知より抜粋）

#### 1 基本的な考え方

- 幼児児童生徒及び教職員については、入退場、式辞等、卒業（保育）証書授与、送辞・答辞の場面など、式典全体を通じてマスクを外すことを基本とする。
- 来賓や保護者及びそのご家族等はマスクを着用するとともに、人と人が接触しない程度の間隔を確保した上で、参加人数の制限は不要。

#### 2 入退場

- 幼児児童生徒の入退場時は、マスクを外して差し支えない。

#### 3 式辞等

- 壇上での校園長等による式辞等、開式・閉式の辞等の時は、幼児児童生徒との十分な身体的距離が確保されていることから、幼児児童生徒はマスクを外して差し支えない。
- また、壇上で式辞等を述べる校園長等も、周囲の者と十分な身体的距離が確保できることから、マスクを外して差し支えない。

#### 4 卒業（保育）証書授与

- 卒業（保育）証書が授与される時は、幼児児童生徒はマスクを外して差し支えない。卒業（保育）証書を授与する校園長等においても同様とする。

#### 5 送辞・答辞

- 在校生送辞、卒業生答辞の場面においては、十分な身体的距離が確保できることから、送辞・答辞を述べる児童生徒は、マスクを外して差し支えない。また、これらを聞く児童生徒も、マスクを外して差し支えない。

#### 6 国歌・校歌等の斉唱、合唱等

- 国歌・校歌等の斉唱や合唱を行う時や、複数の幼児児童生徒による、いわゆる「呼びかけ」を実施する時は、マスクの着用など一定の感染症対策を講じた上で実施すること。なお、「呼びかけ」の時に歌を歌う場合も同様とする。

#### 7 留意事項

- 卒業（保育修了）式の実施に当たっては、換気対策機器の活用による効果的な換気の実施や、参加者への咳エチケットの推奨、手の消毒や手洗い等の手指衛生など、必要な感染症対策を講じること。
- 来賓や保護者及びそのご家族等に対してはマスクの着用を求めるとともに、着席を基本とし、人と人が接觸しない程度の間隔を確保すること。
- 発熱に限らず、咽頭痛や咳等、普段と異なる症状のある者については、卒業（保育修了）式への参加を控えるよう徹底すること。